

営農情報

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。



このような方が特別加入制度の対象になります。

一定の経営規模以上の方が加入できます

(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額300万円以上または、経営耕地面積2畝以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業
- ②2m以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業
- ④農業散布
- ⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業



(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝堀機
- ③自走式田植機
- ④自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥トラック、自走式運搬用機械
- ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械
- ⑧無人ヘリコプター(農業用途)

経営規模にかかわらず加入できます



※(1)、(2)は重複して加入することはできません。

上記のほかに「中小事業主等」と労働者「一般加入」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付(ケガの治療)、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。

(労災認定は一関労働基準監督署が行います)

年間保険料は下記の金額です。(H29.1月現在、給付基礎日額 5,000円を選択した場合の例)

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

詳しい内容・お問い合わせは、お近くの営農経済センター、または営農振興課まで

畑のマルチングについて



生産資材
ひろば

マルチングとは「根を覆う」という意味で、植物の根を保護するため、土の表面を覆うことをいいます。マルチングの目的は「地温の調節効果」「雑草防除」「土壌乾燥抑制」「肥料・養分の流出防止」「雨による泥跳ね抑制」などの効果があります。

ここでは一般的な被覆資材としてマルチについて紹介をします。

種類	使い方
黒マルチ	地温上昇や雑草抑制などの効果があります。中には「生分解マルチ」という材質のものもあり、使用後の撤去作業や処分費用が低減できるものもあります。
透明マルチ	保温効果が高いのが特徴です。ただし雑草抑制効果はないので、低温期の種まき・苗の植付前の地温上昇を目的に使用します。
シルバーマルチ	夏場の地温上昇の抑制と太陽光を反射するためアブラムシやアザミウマなど害虫の飛来を防止する効果があります。

◎ビニールやポリエチレンなどの農業用被覆資材は産業廃棄物となります。適正に廃棄処理する事が義務づけられているのでご注意ください。詳しくは、JA営農経済センターにお問い合わせ下さい。